

田吉著 日本開化小史 卷之二

			八	和
			一	書
			八	門
			二	
六	六	七	五	
冊	架	函	號	類

庫	文	閣	內	
函			八	和
			八	書
			二	
二	六	五		
架	冊	號	類	

內閣文庫	
番號	和 8825
冊數	6 (2)
函號	140 50



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

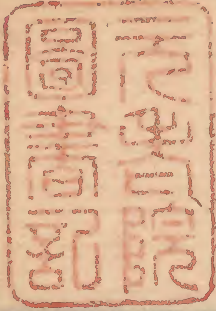
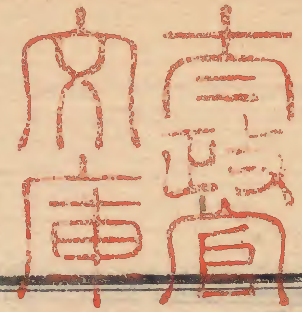


明治十年七月准

田口卯吉著

日本開化小史

明治十年
九月刊行
田口氏藏版



日本開化小史卷の二目錄

第三章

倫理の情の論

中古國郡の制並ふ兵制の變遷

數々戰亂ありて大小名諸國に起りし事並

に武夫の心變遷せし事

榮譽を望む心

臣従の心並ふ忠義の心次第に盛なりし事

風俗乃起り

國司の權次第に減せし事

日本開化小史

第三

目錄

軍争の有様

第四章

鎌倉政府地方を制する方法

鎌倉政府内部の有様

門地貴賤の考

王家は政治の神権ありとの考

北條氏政權を握りし後の國勢

元は入寇

鎌倉政府の修整せし源由

佛法信仰の氣盛なりし事

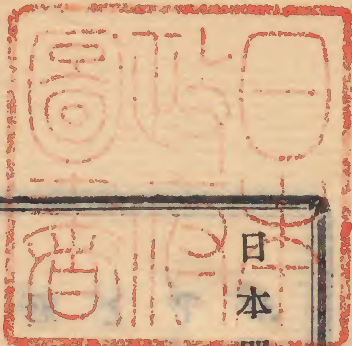
日本開化小史

田口卯吉著す

第三章

封建の權輿より鎌倉政府創立に至る迄の地方の有様

人乃幼き時には善惡邪正を識別するの心未
だ發せざるを以て人を打ち人比物を奪ふ事
草木禽獸に對するが如く更に意ふ介はる所
なし此時ふ當てハ他人は喜べざるを見ざる怒
色をに見ざる心ふ感はざるとなければ之が爲
めは悦ひ懼はるを敢し然れども心は快し一悶



日本開化小史 第三章

じすは此感覺は天性に存すを以て他人の
 己に加ふる所業に於て一々夫の悶と快と此
 二感を覺へざるを得ざりし死と保つものとの悶
 とを故に余の天性と爲す其後度々乃實驗を經
 て他人の己の快を加ふる悶を與ふるに常
 に先づ其面ふ現つるを以て之を知りて始めて
 怒れ其顔の懼るべきと喜べる顔の悦ぶべき
 こととを解し其顔色を見て直に泣き或は笑へ
 り斯て復た度々の實驗を經て他人の怒り喜
 ぶは偶然に起る非らざる常に己より他に加

ふは所業は性質に従て或は怒り或は喜ぶと
 とを悟れり然れども如何なる所業に怒り如
 何なる所業に喜ぶやを詳かにせざるを以て
 頻りに他人の顔色を窺て事を爲し數に懲悔
 りる所ありて己の所業の内ち彼れを爲さへ
 人必ず怒らん此を爲さば人必ず喜ばんと先
 づ心に判別するを得るに至るなり然れども
 私利を計るの心極めて鋭まれば他人の憂を
 憂とせず唯た己の所有のみ多くせんと競ひ
 未だ人を喜ばしむるの善業なるを知らざり

日本開作小史
 第三

を怒らしむるの惡業なることを知らざるな
經驗次第に進むに及んで其私利欲計る亦た
大なり衣服飲食を美ならんことを願ひ父母
兄弟も恙ぬらんことを願ひ親族朋友よ
見ゆ知らぬ他人までも耳目に觸る所に淺
まじき有様に至らしめざらんことを願ひ極
めて憐れぬる有様見るときは自ら損失す
るも之を救はざれば得ざるに至ることなり
是れ己の損失を憂ひざるにあらざれども見

し有様乃其心を惱ましむる事ハ其損失より
を大なればなり是れ倫理乃情の起源なり孟
子曰く人皆を人に忍びざる乃心あり今も人
乍ち孺子の將に井に入らんとするを見るに
きは皆な怵惕惻隱の心あり以て交を孺子の
父母に内ふ所に非ざる也以て譽を郷黨朋友ふ
要むる所に非ざる也抑も人に忍びざるは心
として憐れぬる状態を見るを嫌ふの私利心
なり親族に美服を着せしめんと欲するハ自ら
飾らんと欲する心と同一ぬらずや孟王が此

て人性善ありと云ふに至りては余は服する能はず何とあれば悪の端もあるべければ也
これば倫理の情ハ成長せる私利心なり幼き時ハ未だ發せず自ら愛する乃心成長し其境界廣くなりて而して愈々盛になり終に他人を以て憂へしめ喜ばしめんと此心起るふ至るなり斯く私利心成長するの際世人は其所業を目撃し一々之に評を下すものあり他人は損失せしめ自ら利する時ハ世人貶して曰く此れ悪業なりと蓋し害亦た自家に及はんことを恐るればなり憐れなる状態を見る

好まざるばなり其自ら損失して他人は利するも乃を見れば世人皆之を賞じて曰く是れ善業なりと蓋し自家亦た此幸を得んとを望めばなり他人の喜ぶを見るを好めばなり是に於て乎人始めて他人を喜ばしむるの善業とすることを知り他人を怒らしむるの悪業たることを知るなり然り而して一よハ榮譽あり一よハ耻辱あり漸く人間社會は勸善懲惡の教立つるに至り世の識者が人の心を考究するに當り他人を利せんとの心と自

身を利せんとの心とて全く水火相ひ容れざるも乃、如く思ひ其惡を制止するの心を良心と云ひ善を制止するの心を情欲と云ひ二種の心腦裏に存すと判定したり大に見るありは人と雖も未だ倫理比情を以て私利心と同視する能はざるが如しハルベルト、スメンセル氏曰く倫理の情は度々の經驗を積て變性せる私利心ぬべし蓋し經驗を以て其心を懲戒せしむるときは其神經比構造を變性せしめ之を其子に遺傳し子亦之に經驗を加へ

其性を變せしめ其孫に遺傳し子々孫々如此くにして終に經驗よて來らざる一箇獨立の稟性の如く見ゆるふ至れり一人は私利心乃經驗に基かざるが如き念と成るなりと度々の經驗に人を取ふこと利ありしが爲めに子孫に至りては利害に關せず人を救はんとの心ありと云ふシヨネルツボツク氏之を駁して曰父祖は經驗は其性と成てて子々孫々に遺傳し其勢積重すとのことハ左もあらん然れども之を以て正善と私利との如き大異を辨明すること難かるべし經驗如何に積重したればと

日本書紀卷之三

て私利を以て正善と思はしむるよへ至るま
じ正善を爲すハ人の義務なり徳義なりと云
つて教を立つるを見れば正善ハ私利と合せ
ざるあるを知るべし若し正善常に私利に合
せば何ぞ義務なり盛徳なりと賞賛するに至
らんや蓋し人智の進むるに従ひ直に私利と成
る所業と私利にあらねども他に喜ぶべき
ことあるが爲めふ爲す所業との二種あるこ
とを悟るに至るべし是れ私利と正善義務の
考の發する所以なり且つ正善の考ハ遺傳の

性よりも寧ろ幼時の教育ふ基たる心の多し
故に余ハ乃ち教則ハ正善の起源にして私利
ハ之を計るの尺度なりと思ふなりルツボツ
化始源論二百
七十丁ヲ見
右スベンセル氏の説ハ私利心を以て倫理比
情を説き明さんとしたまふを人に忍びざる
心の如きは全く人の天性に存して私利と一
致すべからざるが如くに思はれしかば則ち
父祖以來の私利心にして一人の経験ふ基り
すと云つて説を立てたるなり故ふルツボツ

日本朝の倫理 第三

ク氏の駁論あるに至りしなり又たルツボツ
ク氏の教則を以て正善の考の起源と爲せり
抑々教則との品行の正邪を判断する世論を
り余亦た此世論の爲め倫理の情増進すべ
きを知る然れども善悪邪正は評判を俟て而
して人皆な他人を救ふに非らざるなり其心
見よ忍びざるあるが爲めなり抑々此忍び
ざるの心は何ぞ人皆ぬ其所有物を愛するの
私利心あり夫は孝や悌や素と此私利心と同
一なり嗚呼人の腦裏豈に二種の相ひ容るべ

からざるが如き心あらんや皆を私利心の成
長して其枝葉を廣めしが爲めに枝葉の内相
ひ牴牾する心の發するなり然れども其本源
に至りては素より一根より出でざればあら
ざるを要するに倫理は情の私利心の枝葉な
り善悪邪正の考は世人は評判を得て而して
後よ發するものなり
故に世の所謂善とは行ふ人に善なるに非ず
寧ろ受くる人に善なるなり其惡とは行ふ人
ふ惡なるに非らず受くる人に惡を致なり行

ふ人の利害得失は嘗て其筭用中に入らざれば
なり故に曰く仁者の富ますと又た曰く身と
が爲めに己を損失せしむる故に利害得失は
他人に關せざれば以上善にも非らざ惡ふも
非らざ見よ見よ商人を以て善人とは云はれ
まし農業を以て惡業とて評すまじ休和尙の
歌に「此世ふて慈悲も惡事もせぬは是蓋し善
いさぞや閻魔も困り果てあんと」
惡は字義行ふ者の利害に關せざれば抑
と此事本文記する所は世態人情變遷のさま
に關するを以て記して以て讀者の參考に供

すと云ふ

源氏の旗下に附從ひ平家を西海に攻亡ほし平
安朝廷の政權を奪て鎌倉政府を取立てたる武
夫の有様を顧るに既に是多少の人馬を蓄へ數
ヶ處の莊園を占領せる東國は大名小名なるも
比なり此時に及ひて日本の諸國に此豪族は無
き地とてばぬかりけり熟く其濫觴を尋るに原
と國郡を制するの政其宜を得ざりしが爲め乎
在昔唐制を模倣し國造縣主の制百四十四あり
其眞偽は未詳を改め國司守介をして諸國を

治めらるゝに當て六十六國あり之岐對馬と大上中下
 の四種とし四年を以て國守の年限と定め諸國
 の司近國の一年より一度中國の二年より一度遠國
 の三年に一度參朝して正稅公廩の勘定其權限
 と爲と勘解由使之を勘して解由を與ふ
 ハ偏に文墨の事務に限りて兵馬の事に至りて
 ハ全く關する處なかりしなり國司の兵事に關
 ハ名簿二通を作り詳さに征防遠使の場所を顯
 置し貧富上中下の三等を注し一通を國に留め
 するとあり尤も司右名簿を據りて次を以て差遣
 發する三關と稱し伊勢の鈴鹿美濃の不破越前
 後陸奥守のみ鎮遊惰の弊漸く朝廷に盛なる
 守府將軍を兼ねぬ遊惰の弊漸く朝廷に盛なる
 及びて治民の任ふ當り華奢なる京都を離なれ

鄙野なる諸國に派遣する事は貴族の嫌ふ所と
 なりしよや千四百九十年の頃淳和の比延議に
 國守の任に堪ゆるもの多く得べからざ一良守
 を得ば則ち宜く數國を兼帶せしむべし一兩の
 僚屬亦た其請に依て之を任すべし其新に除す
 る者よハ特に引見して以て治方を勸諭すべし
 而して祿厚がらざれば則ち人勸ます人勸ま
 れば治立たざり又た其後三好清行の封事よも
 諸國の小吏並に百姓の告言訴訟に依て朝使を
 差遣す事を停止せん事を請ふの文あり其文中



使 人 國 に 到 れ ば 未 だ 事 の 虚 實 と 問 へ ば 理 の 是
非 と 辨 ぜ ず 其 儀 式 に 依 ち 事 官 長 推 挙 受
印 鑑 と 領 民 と 禁 錮 を 比 べ 口 を 連 ね 其 推 挙 受
以 若 小 吏 賤 民 と 問 籍 芥 も 違 ぶ 有 若 則 ち 立 告 受
る 若 一 辭 對 加 へ 便 ち 半 權 亦 填 若 亦 立 告 受
の 旨 事 皆 實 愛 隣 境 の 百 姓 轉 相 見 聞 し
政 令 行 へ ば 官 長 を 輕 侮 一 肯 其 政 教 に 服 せ ず
即 ち 各 官 長 を 輕 侮 一 肯 其 政 教 に 服 せ ず
化 を 傷 ぶ 官 長 を 輕 侮 一 肯 其 政 教 に 服 せ ず
據 れ ば 國 司 の 爲 め の 國 司 民 乃 是 是 蓋 治 民
比 任 に 權 威 と 重 祿 と を 附 一 官 吏 の 之 を 嫌 ぶ
を 防 ぐ の 策 の み ぞ ば ば に や 諸 國 比 守 介 は 嚴 然
と 一 王 城 柵 を 築 一 邸 宅 と 爲 一 盜 賊 の 多 所 謂
僚 屬 郎 黨 乃 輩 ば 乃 其 邸 宅 一 趨 走 して 任 國 比

政 務 を 理 し 兼 て 長 官 の 私 事 を 贊 助 せ り 然 而
し て 散 位 の 子 弟 等 時 に 僚 屬 の 上 に 立 て 公 務 一
關 せ り 是 を 任 限 一 封 國 と 稱 ず 亦 不 可 不
な ぎ が 如 し 朝 廷 治 り 差 遣 した る 官 吏 を 以 て
ふ ら 弊 害 あり 現 今 地 方 分 權 の 論 甚 だ 盛 なり
余 恐 ら ず 此 論 を 誤 解 して 縣 令 に 權 威 を 附 せ
ん 事 是 治 民 の 制 度 漸 く 弛 ぬ り 又 一 當 時 の
兵 制 を 考 へ 一 國 の 丁 を 三 分 し 其 一 を 以 て
武 を 講 せ し 持 統 天 皇 の 時 一 國 の 丁 を 四
年 京 を 守 り 三 年 防 を 守 る 之 を 上 番 と 云 ふ 京 守
も の 衛 士 と 稱 し 防 を 上 番 勤 め 歸 郷 せ し
守 る も の 衛 士 と 稱 し 防 を 上 番 勤 め 歸 郷 せ し

後は又た兵役に徴する事なくされば海内は人民均しく兵役に應じ未だ嘗て武夫なるものあらざりしなり奈良朝の末數々大兵を發して奥羽地方の叛民を征せらる是より於て熟兵の銃に新募比鈍き事を知られたるにや千四百三十年の頃光仁帝の比廷議に因て冗兵を沙汰し殷富の百姓其才弓馬に堪ゆる者をして専ら武藝を習はしめ以て徴發に應せしめらる是より兵農漸く分られ武夫なる者諸國より出來て軍馬の事は常より此輩の負擔を所となれり彼の坂上田

村磨文室綿磨等率わて以て東國を征したるを實に此武夫なり此武夫等上番を勤むるの際には兵部の將士ありて統ふと雖も國に歸るに及んては百姓と相伍し自ら武勇に誇り曾て人の之を統ふるものなし故に跳梁跋扈して諸國盜賊漸く多く是より兵制漸く弛めり千五百年即ち延喜十四年三好清行の封事に曰く今四百件等の舍人皆に諸國に散落し或は千里卸驛の外日行程の境に在り豈に門籍編名宿衛分番するを得んや此れ皆な部内の強豪民間の凶暴ある者也國司法依て其事を勘糾すれば則ち馳奔して洛に急に備んが爲らざるを縦令皇都震あ

ければ則ち此輩何用かある若し急あらば奔走赴
するも及ぶなし然らば則ち徒に諸國の豺狼た
り嘗て三軍のなす斯く下よ土着ふして勇ふ誇るは
驅虎に非ざるを武夫ありて而して上に封公の如き國司領主あ
り少しく氣力あるものハ兵を弄するを得べし
是に於て國司の一族其郎黨を率ゐて叛する
ものあり將門純友關東九州四國山陽の數
國司の之と戰ふものあり常陸の平國香土
藏守源經基其居城笑田城を浦れ城を出て戰ふ武
く紀の倭人伊豫守として純友を討て而して國
司の一族私兵を以て之を滅するものあり平貞
兵を以て之皆な領内の武夫を驅り親族郎黨を
を滅せり

以て之を統轄せしめ以て城を防ぎ戰ふ趣けり
然れども此時武夫の集まるものハ或ハ催促に
應し已を得ずして従ふものハ或ハ私利を計り
て集りたる者さるを以て戦利あらざるときハ
軍勢散して敵となり國香藤代川お敗れて戦利
あるときハ軍勢多く集まり平貞盛戦に勝ちし
ハ世の中儲てとや思ひけん時將門の兵とも今
せ甲を脱て降人又出てにける前太平記を見る
し各々私利を計て去就を決し向背を定めたり
一二の親族郎黨ふ非らざるよりハ未だ他人の
爲めに死するを甘するあらざりしと思はる

日本書紀卷之三

其後有功の武臣等多く所領を賜てり始て大名
 小名なる土着の領主諸國に起り源氏河内國
 に築て居れ國司と肩を比へ格を争ふものある
 り此類多し彼れば累代の封侯なり此れば僅かに
 ふ至れり彼れば累代の封侯なり此れば僅かに
 四五年の君主なり故に武夫の心を寄する處は
 此れよあらずして彼れにあり況んや此等の領
 家は多くは武功を以て此俸領を得たるをや是
 よ於てか領主の國司を逐ひ領地ふ依て叛くそ
 のあり千六百八十八年即ち後一條の長元元年
 下總其春ふ處とある東領主よして國司を兼ね
 國の武夫從ふ者三萬人

たるもの朝命を奉して之を征するものあり朝
 甲斐守源頼信と命して之を征せしむ頼信甲斐
 に居るを以て其子頼義と召して紹命を傳へし
 斐ふ至り父に會して共に軍に趣けり叛くもの
 は素より一族郎黨を以て領内の武夫を統べし
 めたりげれども征するものを亦た任國と領内
 の武夫を驅り一族郎黨を以て之を統べしめた
 り蓋し人誰れか他人の爲めに死するを肯せん
 や然れども人智の未だ進まざる時社會の有様
 已むを得ざるときよば其生を快くせしむるを
 の高名重を得んる爲めに其生命を失ふもの多
 類の類を得んる爲めに其生命を失ふもの多

し國司領主の任は太平には人民を治むるの知
事たり驍亂よば之を帥ふるは將軍たるに及ん
で領内は武夫等依て以て高名顯達を求むる處
て其國司領主の愛顧を得るにあり故に始めて
臣從の氣發して其指揮よ奔走し其私事よ周旋
して其子弟を見る事猶ほ主君の如きあり前太
に曰く頼義朝臣每度御方を離れて獨身と
て戦ひ給ひける程に則經景通等ありた
是れ大將の所爲にあらざり一向士卒は承
と申し時あらば頼義宣ひけるを司て一方を
向ひん時あらば頼義宣ひけるを司て一方を
せめり今守殿の卒と共にかけて引し退を計
給ふ此時我士卒の引し退を計り
詞あり實の頼義は此軍にありて士卒の義に

日本書紀卷之八十五
武烈天皇本紀
三

立つそら怪し而して又武夫の他人の爲め死
ひべきありものあるを見るなり和淵又六元衛大
を肯ずるものあるを見るなり音あけて曰く今
度千葉殿に憑まれまらせ昨日より此陣にあ
りて敵を落す事教を知らせされども未だ腕あ
骨ある武士に逢わす云々源氏の家人下都武俊
之と戦て互に死す其他猶ほ此類の死者あり
然れども未だ恩義に感して死するもの多うら
ざるなり
此戦よ於て源の頼信著しき軍功ありしうば源
氏の名聲武夫の間に盛よ稱賛せられ皆な之を
仰て以て其欲する處を求めんとせり前太平記
る長元元年より威を坂東に振るひ數多の武夫
の攻め兼ねたりしに頼信朝臣の武功あ服し斯

日本書紀卷之八十五
武烈天皇本紀
三

國守を逐ふものあり
 千七百十二年陸奥六郡の
 要害に
 據りて叛そ司あり
 朝廷復た源家比一族を
 て之を征せしめ
 朝延源頼義を以て陸奥
 一族大時を討せし
 源家に恩義を抱
 く乃住人等領内は武夫を帥る軍器を携へ自ら
 戰場に趣くものあり
 近江の國野州河原を過き
 四五百餘騎にて下向を
 待らば佐々木源太夫章
 て美濃尾張參河遠江
 甲斐信濃伊豆駿河の軍
 兵下向の路次參待受け
 二三百騎五五百騎千騎
 我も我も参向す相模
 國の住人三浦太郎公義
 一族相具し五百餘騎
 結んで戦地を趣く朝廷
 國の武夫私に黨を結んで
 戦地を趣く朝廷諸
 處なく國司制す抑
 此軍ハ多年習養せし武

成りて勢ひ漸く強大なり是より於てか郡司の其
 且つ引卒せり故ふ土着の武夫ハ皆な其所有と
 多くハ世官よして代々其土地乃人民を支配し
 此土地を領せる武夫ハ勿論郡司庄司と雖も
 源家に臣従の心を抱くもの多かりけり抑
 りしもの多かりしを以て自ら其間ふ恩義を生
 或ハ數多の貨財を得若干の土地を領するに至
 たるが爲めに或ハ郡司となり或ハ庄司と成り
 或ハ數多の貨財を得若干の土地を領するに至
 りしもの多かりしを以て自ら其間ふ恩義を生
 此土地を領せる武夫ハ勿論郡司庄司と雖も
 多くハ世官よして代々其土地乃人民を支配し
 且つ引卒せり故ふ土着の武夫ハ皆な其所有と
 成りて勢ひ漸く強大なり是より於てか郡司の其

日本書紀
 第三
 十五

夫の戦なるを以て安部氏の殆んど七容易に鎮
 定すべからず源氏の軍數も敗ぶる然れども尚
 ほ恩義の爲めふ戦ふの大小名あり前九年七騎
 範季光任貞廣景通よて頼義義家と守る國妙諸
 と成る貞任頼義の居處を問ふ國妙曰く一族諸
 從悉く忠義お命と捨て一人も生殘たるものな
 ければ將軍の御在所知たるものありと茂頼入
 道と尋ね或ハ積雪ふ苦み或ハ兵糧に疲かれて
 義を尋ね或ハ積雪ふ苦み或ハ兵糧に疲かれて
 諸國の客兵ハ言ふも更なり鎮守府の兵と雖も
 逃れ去るもの多し然れども尚ほ源家の爲めに
 死を忍ぶの武夫あり前太平記に曰く或る時人
 辱し兵糧に苦められ衣川に攻入て討死せんに如
 死を忍ぶの武夫あり前太平記に曰く或る時人

かトと斷々に申し合へりけり修理之進景通申
 しける天の死易く生難し今王若し源家打滅
 ひさるる下の武夫悉く彼の下の知に隨ひ朝家に
 歸するも任せたるべし朝家の安危の義思ひ
 の存亡に任せたる節あれ當時の武夫も亦た
 悪け給ふべからずとされん當時の武夫も亦た
 氏族の戦ある事彼の家人と云へる語も此時代
 と知るものあり彼の家人と云へる語も此時代
 より盛んに行はるが如し是に於て乎恩義に報
 せると死あり然れども武夫と源家の間未と君
 臣の約あるよあらざるぬり其死必ずしも義務
 なるにあらざるなり
 其後更に郡司の亂あり前九年の亂も清原眞人
 と助けて安部氏と爲す二世相ひ朝廷清原氏を以
 て陸奥六郡の司と爲す二世相ひ朝廷清原氏を以

軍たり其一族叛くもの源家は一族を帥ゐて
 り之を後三年の軍と稱す源義家時に陸奥守兼
 私に之を征するも此あり鎮守府將軍たり故に
 之を征す朝廷目す關東諸國は家人等其一族郎
 るに私闘を以てす關東諸國は家人等其一族郎
 黨を率ゐて來會せり斯く數く源家に属從す
 るよ及んで其幕下よ從ふば其義務なるか如き
 習慣とぬりて其仕候の長短を以て忠義の厚薄
 拔論するものあり後三年軍記に據るよ義家下
 隨一の武臣安部宗任此度西國に降りて自然の
 時先登ちく必苦しく覺えしる今景政武總等と
 得たり義家も果報も宗任の降伏の人二心の老武
 義家の調して曰く宗任の降伏の人二心の老武
 香の未業源家譜代の家臣にあらす景政事ハ先

祖加藤六孫王に仕へ奉り是をより漸く氏族
 より五代嘗て二心あし云々是をより漸く氏族
 の爲めに死す程は武夫あるを見るなり是より
 源家の催促よは應せざるべからざるの風習となきり
 は從てざるべからざるの風習となきり
 斯く戦亂ある毎よ武夫の小領主は次第に諸國
 よ増加せり所領なれば勿論其地の吏務を爲せ
 り然して又土着武夫を臣僕として養ひたれば
 兼て軍務にも關與せり故に千八百年代乃末よ
 り國司の權ハ全く下に移り至諸國ハ人民ハ專
 横放恣なる武人乃下に支配せられ更ふ氣息を

出す能はざるに至れり然りと雖も諸國に土着
 乃武夫起りしをり世は是れ武夫の世界なり朝
 廷之を距絶して廟堂に登るを得せしめ僅る
 に衛士となりて平安盛都の繁榮を窺ひ見るを
 得るのみ故に皆を武功を競ひ死を抛ちて此俸
 領を得地方の政務を取扱ふに至りしなりされ
 ハ既よ封建の萌あればとて之を平安政府集權
 の有様に比せば幾何ばかりか武夫の幸福なる
 べし且つ其地は人民と云も其地方乃人よ支配
 せられハ自ら苛酷は苦みも少なかるべき乎
郡縣

と封建とを較ぶるときに封建こそ弊害多かり
 め然れども中央集權の甚しき郡縣ならんより
 ハ封建の利ある事なり何となれば地方の俊傑
 は其土地の政務を得て甘する所あればあり抑
 民は内治の調はざるに古來政務と人
 度々は戰亂を経て次第ふ此領主の勢力張大に
 なり終に純然たる封建となりけり
 蓋し人の常に他人より勝れたる事業を爲さん
 とするの心あり是亦た生を保たんが爲にハ外
 物に打勝つ事肝要なれば是心起るなり自ら以
 て他人より勝れたる事業を爲せしとするも世
 人も亦た爾く思ふや否知るべからん故よ之を

世の評判に徴し其事業の大小を質し世人の大
とすも所人之を爲さん欲し世人の小とすも
所人之を爲さんらん欲す是蓋し榮譽を望み
恥辱を避くるの心にして高名心武功にのみ
起源亦た之に外かならざるなり然り而して其
大とし小とすも世の事情に由りて大異あり
關東ハ數々軍馬の巷となりて武勇の氣ハ其生
命を保ち其資産を守りに要用なる有様なりし
かば心膽の剛と筋力の強と武藝の練とハ人々
の最も尊賞する所ふして其榮名最も高き人の

なりされば武功を以て拔群なる事業を爲さん
と欲し初めには猛獸を搏し敵を殺すの多きふ
誇り終まば人間の最も爲し難き死を潔くして
高名を得んとすに至れり承平の戦に都川平
六貞包東條次郎兵
衛入道玄と戦ふ東條申七けるの御邊我も共
に討死し極めたる上ハ手と握く勝負と決する
及ばず打勝つたればいと老命既に限りかり
後榮期すべきにあらずいさ差違へて死あんな都
川曰く諸互と一さび死を以て高名を得る事を
善達へて死と一さび死を以て高名を得る事を
悟りてより漸々此風俗増進し死を見るとと歸
るが如き人の數多出來れり死後の榮譽を望む
の心の靈魂不死の
死後稱賛せらるるさ
の靈魂之が爲り喜悅す

日本書紀卷之六十五
武夫傳
三

べしと自ら考へての上は爲せしにあらざれ
なり死後の名は全く靈魂の死に聞せず
だ生前の事業を抜群ならぬ死に聞せず
るなり嗚呼若し抜群ある事業と爲さんか
其生命と捨つては人間は是事業と爲す
械なりと云はし人間は是事業と爲す
ざるべからず
諸國は武夫等一氏族の下に習養せらるゝに及
んで兵卒の小領主即ち大名ふける人々乃榮
辱利害は其氏族乃甘心を得れど得ざるに存
ずるを以て萬事其意を迎へて奔走し心を盡し
身を勞して相ひ競ふて其寵遇を得んとするに
至るべし此事只たに其一身に止まらざして子

々孫々まで一氏族は下に養はるゝに及んで
領内は武夫は殆んど其所有物の姿を爲し家人
郎黨の如き詞は臣僕と同一は意味を爲すに至
れり家來と云へる詞も此而して家人と云ひ郎
黨と稱するは將家より對すれば諸國の大名の
の武夫の家人あり郎黨と軍場ふ於ては他は武
云ふ詞も同じ様に用う
夫乃上よも立つべく賞を得るふ於ては郡司庄
司の官ふを拜せらるゝ小領地をも賜はるべけれ
ば其社會に於ては最も榮譽ある地位よて武夫
皆な家人郎黨たらん事を望めり彼の氏族の家

日本書紀卷之六十五
武夫傳
三

よ生き此武夫の長と成りし人々は其高名心を
 巧みに運用し自家の爲めに利ある所に榮譽を
 附し害ある所は耻辱を揚げて其勇氣を勵ませ
 り彼の既に寵遇を得んとして競ふる武夫の事
 さればいかて此策畧に従はざらん況んや眼前
 に榮譽と重賞を見るをや一雙の酒盃は終身の
 光榮よして數口の劔は感涙を催さしむべし終
 よば一言半句の賞詞にを武夫をして死を甘せ
 しむるふ至れり後三年の戦に義家剛應の二座
四郎惟廣臆の座に食する事三十一日なり流石
の臆病者も之と耻ぢて一度軍功と顯はさん

唯だ一騎にて敵方に向
 ひ流矢に當りて死せり
 斯く高名心よ臣従は色を添ふるに及んで倫理
 の情善惡邪は更ふ社會の勢をして忠義の氣を
 發し之を稱贊せしむるに至れり蓋し世の所謂
 善業とは素と世人は見て以て稱贊するより發
 せし詞ぬる故以て多くは自ら損失して他人に
 與ふる故云ふなり夫の氏族は下ふ從屬し漸く
 臣僕の風習を得たる武夫は善行の爲すべき事
 を深く信ずれば以て軍陣ふ臨み恩義ふ報ふる
 ふ過分は働きを爲し所謂一日の恩よ百年の命

坂捨つゝの所業を爲せり夫れ一日の恩に百年
 の命を捨つれば過當の報なれば以て善行なり
 之を忠節と云へり蓋し勇氣と臣從と善行とを
 合せしものぬり夫乃高名の爲めにさへ命を惜
 まぬ武夫の事をれば更よ善事坂加へる所業
 坂爲すふ於て豈に躊躇せん前九年の頃よ忠
 義の文字に武夫の尊む所となれり後三年の時
景正善く戦ふ鳥海彌三郎之を見て四人張よ十
四東飽まで引設けて弦音高く切て放ち景正の
右眼を射て首を貫き甲の鉢付の板に射付たり
景正些も弱らす片目み敵と見留め唯今御
矢賜はり玉ふな苔の矢を進せん受けて見給へり
處引き玉ふな苔の矢を進せん受けて見給へり

云ふ儘に眼矢を折懸ながら弓矢を番ふて引絞
 り之と進ふて遂に鳥海を射死せり是れ忠義の
 爲めに武夫の源家比爲めに死するは其社會に
 戦ふ有様あり於て最を榮譽ある所業と成れり
 如此き人心は千八百年代の中頃より關東及ひ
 其他の國々よ起りて漸く社會の風俗となり後
 人をして之に習ふて以て榮名利達を求めしめ
 たり彼の先代にあり勇を以て顯はれ忠義を以
 て稱せられたる英名偉業は諸國の武夫をして
 羨慕して以て武道を磨き心膽を固めしめ之ふ
 倣はしめし所なり抑々人間の所業は多くは先

日本書紀
 卷之八
 武烈天皇
 廿二

人々摸倣するふ於て利益多きを以て先人の爲
せし所業は疑てせして爲す事多し是則ち風俗
の起る所以にして一團を爲せる人民の言語動
作自ら一致する所あるも之が爲めなりされば
先代の奉せし氏族は後代ふば奉せざるべから
ざる勢となり先代の利を以て行ひし事は後代
には義務と成りて行はざるべからざるに至る
事なり後三年以後諸國の武夫は大名小名に臣
従して而して大名小名は將家ふ臣従し臣従は
社會の風俗となりて星霜を経るに從ひ其勢ひ

愈々積重せり是を以て苟も將家一門の人と
云へば諸國の大名之を奉し武夫其指揮に従ひ
何れの時何の處にても以て戰鬥を試み得べし
義親の出雲に叛き爲朝の九州と押領し義
平の關東に戦ふ何と事と爲すの易きや當時
の史乘を考ふるに國事ふ關する事件は多くは
將家の人に出づ豈に將家のみ人物を出さんや
蓋し高論正理は以て當時の人心を動かす足
らず唯だ將家の門地のみ以て數万の人命を死
せしむるに足るなり以て臣従乃勢盛なる事を
知るべし

かゝる臣従と武勇の勢ひて歳移り星改まるに
従ひ次第と鬱積したるを以て保元平治の戦の
有様は最も烈しく見へたりけり譜代相傳の郎
黨多年恩顧の家人等御曹司若は冠者の前より先
きを争ひ臣由緒あるものは詳うに先祖以來の
武功を述べ由緒なきをの高らうに其姓名族
籍を述べ名高矢石を恐れず敵の多少を關せざ
敵陣の中より驅入りて一騎一騎の戦を爲せり氣勇
されば軍の規律なく休伍なく魚鱗に備へ鶴翼
し形容の武夫皆を思ひくくの得物を携へ自由
文あり

自在に進退しとまども唯だ耻を知り功を競ふ
の勇氣あるか爲る軍陣を全したるなり
さればこそ千九百年代の中頃源氏の子孫兵を
集め平家を滅するに當て國郡を治むるをのふ
絶て朝廷の官吏の如きものを見ず郡司庄司權
守城介等の官名は家々姓々如く通稱せら
れ其支配の土地は其所有の如く領内の武夫は
臣僕の如くにして皆を武勇を勵み死を見送と
と歸るが如きものゝみなり斯く領主の増加し
威權の此ふ歸せしゆへにや國司亦と自ら任國

よ趣くことなく此輩に命して目代せしむるに
至れり源氏の子弟を奉し平家を滅せしものは
此輩なり鎌倉の政府を創立せしものも亦實に
此輩なり源家の軍勢東國より西國に推し渡る
は間たふ到る處豪族乃武士を統ぶるものを見
て朝廷の官吏を見ざるもの亦實に之が爲めな
り地方を制する政の規律なきも亦た驚くべき
あり是ふ於て千六百年代より諸國よ鬱積した
る剛勇敢死の氣一時に暴發したる以て闘争
決戦の有様實は勇々しく見えたりけり鬼神と

呼ばれ天王と唱へられたる勇將勇士等互に死
を争ひ打亂れたる軍場は内に血煙たて、ぞ戦
ひけり其間筋力の驚くべきものあり能登守教
十人力ある武夫二人と武術ふ於て名を輝か
す挟み海を投して死すか河原太郎を呼ん
と歸るか如きものあり河原太郎を呼ん
手を下さねども家人の難し我等入りて一
ら射んと下さしなり夜中二人にて生田の森の
矢射りかたしとて夜中二人にて生田の森の
茂木を越りて死を遂ぐるの最も恐るべき
のあり今井兼平太刀を抜て申けるは日本一の
剛者主の御伴に自害するぞ是れ見習や

東八國の殿原とて大刀の鋒を口よ蓋し將家か
くわへて馬より逆に落て死にけり蓋し將家か
兵權委ねられしより堂々たる征討は軍も
のつから一家乃私闘の姿となりたれば官軍の
將も嚴命を以て武夫を驅催すと能はずして私
情を以て援兵を請ふの敬禮をかるべからずと
れば臣従の氣盛なりし時と雖も將軍より諸國
の武夫を催すも常々憑むと云ひ或は之を語ら
ふと云へり武夫の之に應ずるを與力すと云ひ
同心すと云へり與力同心の武夫集まるとる軍
体なるを以て嚴肅なる軍律も立つると能はず

りしか抑々未だ之を立つるを知らざりしか大
將の號令にも従はて氣儘に敵に向ひ自由に駈
引したりし有様は當時の戦に於て數々目撃す
る所なり熊谷直實平山季重等鴨越お進ませし
て一谷よ向ふ曰く此手の惡所あれば
誰先と云ふとあるまじ功を爲さんと欲さば一谷は進む如くすとされば隊伍
を立つ程の法を未だ開けざして唯だ勇氣あは
武夫等一處に集まり一向進み戦ふたるまての
事ならん
之を要するも我國封建の權輿は國司の專權よ
して僚属を臣使するも所し戦功の武夫郡庄の

司よ拜し其職を世々し若くは土地を領す
發せしも比ちらん然て而して夫の忠義乃心
封建の勢の進むふ從ひ愈々増積はべきものた
ることを明知し得べきなり

日本開化小史

第四章 鎌倉政府の創業より
其治世の間の有様

鎌倉政府ハ斯る大小名の武功よりて創立す
る所なるを以て彼の次第に増進せる封建乃勢
を滅消し之を郡縣の有様に復す事ハ素より其
威力の及こざる所なり之を郡縣に復したるは
地方の政務を地方の人民に委すれり然れ
ども其威力の及ばん限りハ之を抑制したるが
如し彼の王朝の時に當て數々叛亂鬪争を爲し
たりし諸國の大小名ハ鎌倉政府の時に於てハ

或ハ帷幕比臣となりて政治の要務に關し或ハ政府の優對を受けて地方の人民を治め復々從前の如く政府の人に凌蔑せられざるに至りしを以て皆な歡喜して鎌倉政府に忠節を盡すは人と成れり復た顧慮すべきものを見へざるなり然れども頼朝の疑ひ多き心よりして木曾氏を滅し平氏を滅し陸奥比藤原氏を滅したる後ち關東忠義比大小名若ハ一族と雖も其大なるもの名望あるも比ハ皆な之を滅し以て後の患を掃へり

上総介廣常叔父行家弟範頼義經其從子義高及び義經の子を殺せり

小なるものと雖も勳功を賞するふ當て多くハ感狀賞詞を以て其高名心を甘ぜしむるのみにて土地を分與し實力を附けらるに於てハ極めて客なり熊谷直實を日本一ハ甲の者也賞して日本無雙の弓取也良弓を見知る事汝の眼み過ぐべかふすと賞して播磨の守護職と北條氏頼朝死後の事あり是に於て諸國平均し土地兵馬を有するものと雖も未だ以て鎌倉政府に抵抗すべき程の實力あるものあらざるなり然りと雖も當時武勇の氣諸國に盛にして所謂死を見る事歸る如きの武夫等郡郷に散在す

を以て之を治むると真に難かるべし其れ人
皆な天性財を惜み死を哀むの心あるを以て地
方の政務を地方に委ぬるも猥りに叛亂はるの
患なく其利ありて其害なきなり夫れ死を惜ま
ざるの武夫の如きは資財の得失を論せず事の
成否に關せざ亂を爲す者政府之を統ぶる事を
くして可ならんや大江の廣元即ち策を立て曰
く世已に燒季よして梟惡は其の最も時を得た
り天下に反逆の輩あらん事更に絶へうら東
海道は内なる斯てましませば靜謐たるべけれ

と姦濫定て他方に起らん其を鎮めん爲めふ
毎度東國の兵を發せられんと人々の煩也國は
費也今より後諸國に御沙汰を交へ國衙莊園は
守護地頭を補せらればあぬかちと恐る所なり
早く申し請はれべし是は於て頼朝朝廷に請
ふて國衙に守護城置き之に警察徵兵及び裁判
の權を附して御成敗式目第三章に曰く右大將
催促謀叛殺害人並に御時定めて置る所は右大將
ありと之を總追捕使とも云へり古の檢非違使
と同一以て地方の武夫大小名を統管し武夫大小
名の私に兵を弄するを禁制せり御成敗式目第
三章に曰く抑

日本開化小史 第四 廿九

日本書紀卷之八十四
重代の御家人たりと雖も當時又諸國の大小
の所帯あきまのり催すを得る義務あり
名は皆な守護職の催促に應ずべき義務あり
促に應せざれて其所領没収せらる事なり
敗式目第三十五章を見よ余熟く當時の御家人
即ち大小名の有様を考ふるに羅馬の滅後より
せし封建の借地人に同しきが如し又た近年ま
で薩摩の武士が有せし高き云ふもの類あり
皆な軍事に従ふの約束されば是より武士專横
ふて土地を領するなり
の弊止たり又領主は自ら治めざる莊園は録
倉政府より地頭を置き名主の上に立て吏務を
扱はふめたり抑々地頭の職を始よて京畿近國
關西の諸國に定補したるが如くなれども其後

數々土民領家の訴ありて唯だに本所の自ら治
めざる莊園のみ置き御成敗式目第四十六條
地頭に附けらるべし地頭あきまの所より本所
附せらるべしとあり其他地頭なき所もあり
ゆゑ領主の自ら其國に居る莊園ふり其領主即
ち大小名をして自ら地頭の任を取扱はしめ
るならん故に録倉政府は諸國の領主に地方は
金穀の吏務を負擔せしめて而して領主は此公
務に關すを喜び録倉政府は其正邪を責罰す
るの權ありなり要すは録倉政府は守護を置
て地方の武夫大名を統べしめて以て兵權を取

め地頭を置いて地方の金穀を取扱てしめ以て其
財政を制せり故ふ其國郡を制す程は有様は前
時と全く一變せ程が如くされども未だ嘗て大
に變ず程所あらざ程なり平安政府の時と雖も
諸國の大小名は皆實に地方乃金穀を専らにし
兵馬を擅にせり然れども朝廷の官吏之を擯斥
して見て以て賤務と爲し嘗て共々齒せざるな
り鎌倉政府の時ふ及んで之を擯斥せずして貴
重なる公務とし親しく之に歡接し其公務を扱
ふのは是非を明察せり故に領主皆政務に甘し其

地位に誇るの氣ありて而して亦た專横の弊や
みたり是れ實に鎌倉政府治世百四十餘年間彼
の土地を領し兵馬を蓄へ死を惜まぬ地方武夫
をして敢て政府に向ひ兵を取るものなからし
めし所以なり抑々此事後世有司の能く心を盡
せしに因ると雖も廣元頼朝は功居多なりと云
はざるべからざるなり後史家多く守護地
朝廷の權を殺くものど爲せり然れども朝廷に
り命遣せる國司の地方に於て權なきこと此
時ふ始まる國司か關東地方より起る時に當て
如何なる國司か關東地方より起る時に當て
方の大名を以て目代と爲せしかり故に國司既

日本書紀卷之四十四
第百四十四卷
第百四十四卷
第百四十四卷

に權を以て地方の大小名を殺くその云
ひ難からん余の却て地方の大小名を制するの
績あるを
見るあり
斯く平安政府乃制し兼ねたる大小名を巧みに
制したる鎌倉政府の内部に極めて簡易なるも
のにして當務の人亦た甚だ多からざるが如し
此等の人々往時僚属が國司の邸宅に集まり
しが如し其後家人が領主の家に集まれるが如
き有様よて源家の私邸ふ於て國の政務を取扱
へり蓋しいづれの政府も其起源を尋ぬれば多
くの如此ものにして後世次第に廣張し盛大に

なりて或ハ善良となり或ハ暴戾の有様とな
なりん政所の別當り前因播守大江朝臣廣元主
家事の岩手小忠太光家問注所の執事の中宮太
奉行の善康信侍所の別當り親和朝臣義盛公事
臣俊兼前集部頭藤原朝臣能筑後權頭藤原朝
宣衡民部丞平朝臣盛時左京進中原朝臣三善朝
西の奉行の天眞人實俊京都の守護の一條保教
内兵衛尉朝臣遠景
斯く鎌倉政府の巧に國郡を制し簡易なる政体
を取立てたる後ち一家政府す天下を以て家と爲
政府と云ひ政府の役人政權をの弊害ハ直ちに
其内部に萌せり蓋し何れの君主も此世界ふ於

て后妃妻妾の外平生交語すべき朋友なきものなり國中の男子ハ皆を生れなららに其臣下にして平等の交を爲す能はざ故に親しき友なきをく研磨の利なきを以て列國は君主ふ非らざるよりハ人智ハ自ら平常の人に及び難たし頼朝の死後二世三世の時ふ及んで此弊大に發出し加ふるふ平安柔弱の遊技又た其心を沈酔せしめしかハ全く孤獨の人となりて頼朝の時に當て大に増進したる忠臣義士も其心を盡す能はざるに至れり

斯る時に及んで北條氏ハ外戚乃威を藉り執權職の權を以て彼の源家乃忠臣の中自家の制し難きものハ皆な之を討滅し其餘の小なるものハ皆を私恩を施し其心を取攪し執權職を以て自家累代の職務と爲し千八百七十九年を以て源氏の子孫を滅し一家政府の主人は血統を絶へしめたり總て其所爲極て隱密にして後人をして事實を知るよ苦ましむるものあり然りと雖も門地の貴賤ハ當時の人乃最も信ずる處よして北條義時の如きも之を制する能は

ぞるなり蓋し平安政府が門地を以て貴賤を論
し天下に公示せしより慣習は久しき人々皆な
門地を以て超ゆべからざるも此と思ひ漸く血
脈を以て貴賤を分ち曲直を判するに至れり武夫の生れかからしにして賤しく公家方の生れ
あからしめて貴しと思ふ事あり隨て武夫の公
家を征するの直ありとせり武夫熟く其心の起る所
を征するの直ありとせり以を考ふるは是亦た鬼神を敬するの心と殆ん
と同一ならん第一章神道の起りを蓋し人ふの
怯臆の心死を避くる極て多きふのふて稀に見
るもの狎れ近くべうらざるその等にて常より多

少の想像を廻し其災を避けんとするものなり
高位高官ハ人目の集まる處よし而して狎れ
近くべからざるものなり其人常に金銀珠玉を
衣服に飾り深殿高樓に住するを以て世人の之
を見聞するも悄然として其嚴威に畏れ先つ心
に自己同等の人よあらざると思ひあり是よ於
て人ふ貴賤は考へあり其子孫長く此職を保
つに及んで人即ち門地血脉を以て貴賤を判し
生れちうらにして貴者あり賤者ありとの心起
るなり均しく是れ同等乃人類なれどを高位の

人の血脉ハ貴しと思ふに至れやされば自己の
 親昵せる人の高位ふ登るよ服せざして彼乃數
 見るべからず近き易からざる人知愚ふ服
 すものなり彼大小名等同輩の知者に與みせず
 して源家の子弟に従ふそのハ一には貴賤は考
 其心に存せればなり傳に曰く母の親しど雖も
 親しむは長るべき所を親と兼ぬと親しど雖も
 るもの長るべき所を親と兼ぬと親しど雖も
 ありぬ某の論す乙畏服の心あり故に甲の親
 洋籍を播て曰く泰西の學士亦た此説を甲則ち
 乙則ち服せり説同し此説を甲則ち乙則ち
 人を尊も亦た親を賤ひ是なり鬼神を敬し證なり
 地を

祭る是あり其他君臣父子等の間の禮
 儀に輕重あるも亦た畏服の心も出づ
 人心の有様如此にして北條氏の門地族望ハ當
 時の人心を繋ぐ能はざるを以て北條氏ハ貴族
 の小兒を平安の朝廷より迎へて奉して以て鎌
 倉の主として征夷將軍の跡を繼かめ以て四海
 に號令せり恰も法師の神符を擁して法を説く
 一般にして素也其説を神ふして無知の人を
 して畏服せしめんか爲めなり斯く源氏の嗣既
 絶へ他の貴族其跡を保ち一家政府の性質變
 して有司政府とさる也雖も是れ皆な鎌倉政府

の内部の變異にして外部に對する威力に於て
ハ更に面目を改むる所なかりき
斯く政權の關東ニ歸せし後平安の朝廷に於て
嫉妬の情なくんばあらざるなり蓋し神教政府
の勢ハ佛法渡來の後大ニ減少したりと雖も古
代の事を追懷する毎ニ神代の偉業を思出さ
るなし故に王家ハ日本の人民を統治するの神
權を有すとの考ハ常に日本人民の心裏を離る
ハことなく且つ有識者の首唱する處なり平安
の朝廷文弱ニ歸せし後眞の政權なるものハ實

に藤原氏ニ歸して天皇の興り知らざる所なれ
ども亦た朝廷ふありて事を執るを以て王家亦
た怪まど人民亦た疑はど終には關白攝政の權
は春日明神の子孫に在りと想像するに至れり
平氏武臣を以て天下の權を專らにするに及ん
て王家と藤原氏とは其專權を奪はれし事に心
付き數々之を覆さんと欲して却て其威權を失
へり然れども亦た平安の都に在りて王家を補
佐するが如き有様なるを以て終よハ人亦た怪
まざるに至れり源氏關東に起りて政權鎌倉に

移るに及んで王家ハ却て平氏の時よりも尊敬せられたりと雖も政府の場所遠く關東ふ在るを以て其特權を失ひし事灼然たるがゆえ王家ハ之を回復し往時の如く公家一統の世と爲さんと頻りに隱謀せられけり是に於て關東調伏の堂を建てられ關東調伏の堂を三條白河に建其後三世將軍實朝打たれ給ひしかば關東咒咀白河の水の恐れありとて急き毀たり關東咒咀の事數あり又た關東の長久を祈れる陰陽師を止められし事もありけり其他猶ほ兒戯の類する事共多かりけり然りと雖も門地の貴賤を

信し王家の神權を稔聞し兼て高名顯達にハ生命をも顧みざる武勇の氣の猶ほ未だ衰へざる世には數多の大小名拔して之に歸せしむるに足るものなり況んや此時源氏の嗣既に絶へ諸國の武夫等其忠義を盡すべきの主的を失ひたる時に於て一天萬乗の君を以て征伐し給ふふ於てをや關東親昵の公家は直ちに召籠られ京師の守護を直ふ打たれ院宣は直ちに七道ふ下たされ武夫の集まるんの一萬七千人將に錦旗を翻して東國を攻め降らんとせり

然りと雖も關東亦た智謀の人多し豈に豫め此
事あるを知らざらんや頼朝の寡婦即ち四世將
軍を擁し大に將士を召して曰く皆を心を一に
し承れ是最期の言葉也故將軍朝敵を征し關東
を草創せしより諸士の恩を蒙る山岳よりも
高く溟渤よりも深し今も朝廷逆臣は讒を因て
非義の綸旨を下だし關東を滅せんと爲し給ふ
早く逆臣等を討取り三代將軍は遺跡を全すべ
し但し京方ふ参らんと欲するものは唯今慥に
申し切れと頼朝の謀士大江廣元三好善信等策

を立て曰く今の計たるを比宜しく速に武州北條
時を以て單騎なりとを鞭を揚げて京師に向は
しむべしと是より於て東國の武夫十九萬東海東
山の二道より京師の方に攻上れり京軍戦ひ敗
を將士等走歸りて敗狀を奏せんとす門を閉ち
て入れず東軍六波羅に入る即ち勅下す曰く今
度の合戦叡慮に出てす謀臣等が申し行ふ所也
と三皇二官遠國に移され謀に與らる公卿數多
刑截せられたり是を承久の亂と云ふ實に千八
百八十年也是より王室其尊嚴を汚し復と朝

延ふ心を寄するものなし門地を尊ぶの氣大ふ
 減少し皆な關東の號令に服從せり
 其後鎌倉政府は更に一層修整せる有様と成れ
 り其内部の順序も極めて周密にして國郡と對
 するも倨傲の弊なかりき故に大小名の國郡
 を領し人民を蓄ふる有様は更と減少する處を
 く封建の元素は歲月を経るに從ひ愈と熟せし
 と雖も其專横は弊は全く廢絶し其決死は勇は
 漸く減少し復た名利と死すべき事件もなく恩
 義忠節と死せる人もなし武夫の職世職と成り

十以來常ふ凌蔑せられたる農商も始めて氣息
 を伸へ肩を息ふ汝得て復た軍馬ふ踏荒とれ盜
 賊に奪ひ去らるゝの憂なく領主の制壓を蒙る
 ること少し北條時義時以來數と使者を諸國
に遣はし守護地頭の善惡民間の疾
苦を問ふ其使者ゆく先に時頼貞時に至りしかバ誅
せらるるの百餘人あり時頼貞時に至りて自ら
緇衣を被りて出づ斯く視察する何ならん公事の
あり之を視察せし地方を治むるべし方法の取
政治を爲し難し地方を治むるべし方法の取
 極方簡易にして歳出多からざりしゆえにや徴
 租の割合も大ふ減少せり東鑑より頼朝新府を鎌
關東八州の年貢の三分二を倉立つるに及んで
免するにあらす一箇處づゝ順次に免せしかり

日本書紀
 卷之四
 册九

又た兵糧米を一段に五升つゝ課したるよしあ
 れども久しからず大い徴租を緩よし大約五公
 五民なり及んず大い徴租を緩よし大約五公
 生を納せしむ其五石を代納するよし分し五石
 を上納せしむ其五石を代納するよし分し五石
 十貫文を納めしむ其五石を代納するよし分し五石
 と稱するは是時を始とす(四天王寺製劑寮古記
 に詳るなり)人民是に至りて己を治むべ
 き政府の爲めに己を攪擾せらるの憂を稍免
 かれたり
 此の如き政府に於いて政事の樞要に關する者
 に武斷に誇る僻あるもの少く又た文弱に陷る
 の弊少く遠謀深略ありて寧ろ猜疑多き者儉節

果斷にして寧ろ殘忍なる者のみ多かりけり時
 に或は經濟の説を持して以て政務を行ふもの
 あり其見る處正鵠を誤まるもの莫きにあらざ
 る傳馬の制の貧民を苦ましめ且つ不公至
と雖もあり鎌倉政府之を定めたり青砥藤綱の
誤解は小幡篤次郎先生の辨節儉を以て主と爲
駁を得て既に世に明かなりし政府自ら手を下して製作を營み職業を保護
 せしとなきを以て大なる過失を起せしとなし
 凶年饑歲に倉庫を發して流民を救ふとハ政府
 と雖も爲さるべからざ泰時の之を爲す咎ま
 べからず又た時宗の時民間小數は貨幣乏一

くして零賣は不便を生せしことあり金を支那
より送り銅貨と交易し來りて民間は融通を助け
た死此事當時にありて驚くべき偉業と云ふべ
し要するに鎌倉政府終始心を民事ふ盡し吸々
として唯た其及はざらんとを恐るゝか如し唯
た節儉極て甚しくして文學を勸めしと無く學
校を設けしとなく奢侈を制し人智乃進歩妨
げし跡あるを見たり或ハ識者の議論を招くその
あらん然りと雖も平安政府の開化ハ地方を抑
制して以て養生せしも乃國家の爲めふ願ふ處

にあらざるなり鎌倉政府の下は退歩せしは是
れ自然に適度と達せしなり況んや我國民間の
著書見るべきものあるは實に鎌倉政府の時よ
り始まれるをや
鎌倉政府内治の方法此乃如く嚴肅なるを以て
外國に對するふも亦た十分の力を伸ぶるを得
たり此時は當りて元の兵既ふ韃靼地方を平定
し其鋒を南し金を滅し宋を滅し全地過半の人
民を統轄し勝兵は餘威を以て來て好を求め數
く西邊を寇せり海内大に恐れ朝廷頻りに元寇

を禳ふとを祈る熾盛光法を修して元寇を弭修む
 石清水に奉幣して元寇を弭尊勝陀羅尼を修す七百の勢
 大石宮に奉幣して元寇を弭本史よ祈る大蔵物
 石清水に奉幣して元寇を弭本史よ祈る大蔵物
 又恐る時迷に必増す以上大日氏を言異に然
 けり又た日鎌倉政府に此時兼つて元寇ありと云ふ文を異に然
 けるに彼國より此國を攻むる西戎を調伏すべし文を異に然
 中の一人(即ち自少也)彼の分當に非れ未萌を協文を異に然
 るゆへあり日運の調伏せん第一の法華經の行者文を異に然
 べからざる也日運の第一たり一切の使者六たび來文を異に然
 衆生中よ於て亦た第一たり一切の使者六たび來文を異に然
 る朝廷將ふ之に答ふんとす鎌倉政府抑え遣文を異に然
 らず又其使者を斬る即ち士を撰んで鎮西の諸文を異に然

國に分遣し北條實政を以て九州の探題と爲し
 元の入寇に備ふ是に於て元の兵十萬肥前比鷹
 島に來る會々大風ありて元は戰艦被漂没す我
 兵之に乗し奮戦して之を殲す元の兵免れ歸る
 者僅に三人のみ蓋し此役には左程の大戦をな
 く全く颶風の助けありて勝を得ざるが如くな
 れども鎌倉政府の依然として動かざりし有様
 眞よ憑もしく見ゆるなり但し其構戦の法に至
 りてハ恰も小兒は相逢ふて直に打撃するが如
 し極て固陋なりと云てざるべからず吉田賢輔

後の史家時宗が元使を斬るを以て國家の功あるが如く論せらるるに誤り一民外國に害を受くるも之を不問に置かざるは獨立國の職務あり況んや國書を齎したる欽差大臣に於てや彼れ好むを求む我亦獨立國の當然の禮を以て之に答ふべし使臣を斬るの自ら國體と汚そなり斯く鎌倉政府が内外の事務に於て大方の遺關の少なかりしもの其ゆへなきよあらざるなり鎌倉政府は樞要に當り政務を裁決したりし北條氏の如く人心を畏憚せしむると王家は如きものにあらざるなり故に天下は政權は實に北條氏にありしかども諸國の大名は之を同輩視

し平安朝廷は之を陪臣視し未だ天下の主として仰ぐものあらざりき然而して朝廷は常ふ王權を恢復せんとの形跡を現す大名亦た依然兵甲を蓄へ莊園を占領し以て忠義の武夫を臣養せり苟も政府をして乗すべきは費あらざれば北條氏先づ其衝に當らんを知らべきなり斯く上下よりの刺衝強ありしかば北條氏は代々英明果斷の人を出し絶て頑愚柔弱の人なく其親戚友朋に對するは處置に於ては執るべきなりと雖も公衆に向て政務を行ふに於ては代々

日本開化小史
第四

公平節儉を重し唯だ及ばざるを恐るか如きは
れ偏に門地の賤しきか爲めに良政を以て人心
を得て以て其衝ふ當らざるを思慮するは
出でしなり良政猶ほ安ずる能はざ故に源氏を
藤原氏の一族後には親王を奉じて以て其政令
ふ尊嚴を附し自家は執權の職にありて他の官
吏と同列し諸國の大名即ち地方官吏と應答せ
り其職も一人にて當るとなく泰時以來は加
判ありて贊助せしめけり斯る有様にて北條氏
の權も咎なきは大名を滅する能はざ大名亦た

北條氏を動かす能はざ上下の權衡平均したり
しうば人民太平を樂み肩を息ふとを得たるな
り如此有様に五二千年代は未まで打續けり
斯く鎌倉政府は親切に人民一般の幸福を保護
し天下を率ゐて王室に服事したれば假令至徳
と云ふべからざるを大に責むべきものなかり
しなり然りと雖も如此有様に至らしめんが爲め
に政府の人々は皆人情に背ける事のみ爲した
り彼の忍びざるとを忍びあり之が下さる武夫
は婦女子ふ均しき柔弱の貴族を殺し其勳功を

日本開化小史 第四 四十四

以て所領を賜り富有の生涯を快楽に至れり之
が主たりしものは罪なき一族大名等を滅し以
て自家の後害を除かんとしたり之の執權たる
ものは其主家の子孫を除き數多の同輩を滅し
て以て自家の安全を謀れり其他の有司等を己
の危きを懼れ主家の亡ぶを知らざる如く打
過ぎあり其他皇統の繼位にも口入し奉り擁す
る所の貴族も年長するに及んでは之を逐ひ拂
ふと終始之を爲せり是等は却て一般人民は幸
福の基となりし事共なれど倫理は情の最も

責むる處なりされば畏懼の心の安樂の長する
に従ひ愈々増進し此罪業を消滅せんが爲め
佛法の最も尊信を受け其威力を政府の間に及
ぼせり封賜に吝なる頼朝をして數々僧侶に施
惠し寺院に封鎖を給せしめ甚しきふ至りてハ
平重衡を東大寺に送りて誅せしめ以て其恨を
晴らさしめたり重衡亦た罪深くして如來の妙
助に遇ひ難きことを歎けり
鎌倉政府の基を計畫したりし大江廣元をして
入道せしめ覺阿と稱す隱謀多き義時をして數々祈
禱を爲さしめ節儉なる時頼剛勇果斷の時宗を

日本開化小史 第四

して數多の大寺を建立せしめたり且つ録倉政
府に圓顯の有司多きハ前後比なし當時の人録
倉の狀況を記せしものあり
東南の角一道ハ舟楫の津商賣の商人百族に
きてハ東西北の三方ハ高卑の山風の如く
立廻て飾れり南の山の麓に行て大御堂新御
堂を拜すれば佛像鳥瑟の光瓔珞眼ハ輝き月
殿畫梁比粧ハ金銀色拔争ふ源光行の海道記
を見よ蓋し千八
百八十四年源朝頼營館を此處に造り佛神を
の記行なり
ありめ奉りしより今比繁昌地となり大御

堂と聞えしハ石巖のきひしきを切りひらき
道場の新なるを開きしより禪僧肩をならぶ
忘かのみならざ代々の將軍以下作添へられ
たる松の社蓬比寺町々に是れ多し親行の東
關紀行を
見よ
茲に記する處を以て佛法繁盛比一端を見るを
得べしなるんづく最を時を得たりしそのハ禪
宗なり余嘗て禪論一篇を讀み私かに思へど
然れども世に感覺を生ずるものハ其本主義
僧侶に施惠して皮相形容に修す是れ宗門なり
學よあらざるなり其禪たるは宗門なり

日本開化小史

第四

四十六

由山田
本國
小史
第四



Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

明治十一年二月廿六日板權免許

著述兼出板人

活版印刷所

所 弘 賣

静岡縣士族

田口 卯吉

第四大區拾小區
牛込北山伏町四十一番地

數寄屋河岸御門外
彌左衛門町十三番地

秀英 舍

日本橋通壹丁目
北畠 茂兵衛

同二丁目
山城屋 佐兵衛

同三丁目
丸屋 善七

芝三島町
和泉屋 市兵衛

日本橋通二丁目
小林 新兵衛

